

# 上ノ国町強靱化計画

令和7年3月  
上ノ国町



# 目 次

## 第1章 はじめに

1 国土強靱化とは	1
2 国土強靱化の背景	1
3 本町を取り巻く状況	2
4 改定の目的	2
5 強靱化の基本的な考え方	2
6 取組を推進するための方針	2

## 第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	3
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	3
3 評価の実施手順	4
4 評価結果	4

## 第3章 上ノ国町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方	5
2 施策推進の指標となる目標値の設定	5
① 人命の保護	6
② 救助・救急活動等の迅速な実施	18
③ 行政機能の確保	19
④ 経済活動の機能維持	20
⑤ 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	25
⑥ 迅速な復旧・復興等	31

## 第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	33
2 計画の推進方法	33

別表 上ノ国町強靱化に関する脆弱性評価	34
---------------------	----



# 第1章 はじめに

## 1 国土強靱化とは

国土強靱化とは大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図るという事後対応の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対して備えるため、事前防災対策を行うことが重要である。

また、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていく必要がある。

このような考え方のもとに、いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。

(出展：内閣官房国土強靱化推進室資料)

## 2 国土強靱化の背景

わが国では、2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、基本法の施行後5年となる2018年と施行後10年目となる2023年に基本方針の見直しが行われた。また、北海道においては、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が2015年3月に策定され、その後国の基本計画の見直しを踏まえ2020年と2025年に計画の見直しを行うなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

このようなことから、本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、住民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

### 3 本町を取り巻く状況

本町は「上ノ国町強靱化計画」に基づき、施策の推進を図ってきたところである。しかしこの一方で、近年自然災害は頻発、激甚化している。北海道では2018年9月にかつて経験したことのない最大震度7を観測する胆振東部地震が記憶に新しいところであるが、全国においても2016年4月の熊本地震、2018年7月の西日本豪雨、2019年9～10月の台風15号や19号、2024年の能登半島地震など、過去に経験したことのない規模の災害が近年頻発している。こうした状況を踏まえると、本町の強靱化は喫緊の課題であるとともに、本町の強靱化の取組を通じて国土強靱化に貢献する意義は、ますます高まってきている。

### 4 改定の目的

本町は2018年10月に「上ノ国町強靱化計画」を策定したが、これまでの取組の点検結果や近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画及び北海道強靱化計画の見直し内容を踏まえ、関係機関との連携をより深めながら、官民が一体となって強靱化に取り組むとともに、大規模自然災害に備えた本町の強みを活かしたバックアップ機能が十分に発揮されるよう、本計画を改定し、本町における強靱化施策の一層の充実・強化を図ることを目的とする。

### 5 強靱化の基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の第6次上ノ国町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

### 6 取組を推進するための方針

上ノ国町強靱化計画は、住民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組を推進する。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進する。

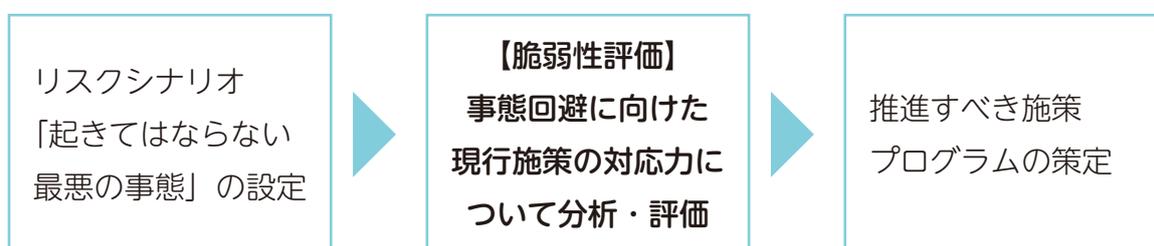
## 第2章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる上ノ国町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- また、国土強靱化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても併せて評価

### 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道並びに檜山管内各町と一体的な取組ができるものとする。

また、本町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

以上のことから、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、6つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定した。

## 【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮や、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道の長期間にわたる機能停止
		5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

### 3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

### 4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表「上ノ国町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

## 第3章 上ノ国町強靱化のための施策プログラム

### 1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「上ノ国町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があることから、本町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとする。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、総合計画等による数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

#### 【上ノ国町強靱化のための施策プログラム一覧】

- 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- 当該施策の推進に関連する分野（第6次上ノ国町総合計画における分野）を各施策の末尾に【 】書きで記載
- 当該施策の推進に関わる取組主体（国・道・町・民間の4区分）を各施策の末尾に（ ）書きで記載
- プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに掲載
- 各施策における推進事業は、別表に掲載
- 重複（再掲）する施策や指標については、※を付す

## 1 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### (住宅・建築物等の耐震化)

- 自然災害による被害の防止・縮小、強靱な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しや職員等の災害対応能力の向上に努め、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

【防災対策の推進】(国・道・町・民間)

#### (住宅・建築物等の老朽化対策)

- だれもが安全で安心して暮らせる住まいづくりなど総合的な居住環境の向上を目指し、老朽化した公営住宅等の建て替えや改善・除却を図ります。 【生活環境の整備】(国・道・町)
- 空き家の実態把握に努め、所有者の空き家に対する適正な管理や意識向上を促すとともに、空き家の有効活用の推進や安全性の低下した危険空き家対策に努めます。

【生活環境の整備】(国・道・町・民間)

- 医療体制の充実を図るため、施設や医療機器の整備に努めます。
- 子育て環境の充実を図るため、保育所及び学童保育、子ども発達支援センターを兼ね備えた子ども支援センターの維持管理に努めます。 【子育て支援の充実】(町)
- 地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会施設の維持管理を行うとともに、コミュニティ施設として有効活用することについて検討します。

【住民参画によるコミュニティ活動の推進】(町・民間)

- 温泉施設の整備を図るとともに、適切な維持管理を行います。 【観光の振興】(町)
- 経年劣化した学校施設について、大規模改修及び維持補修を実施することによって、児童生徒の安全確保や施設の耐久性確保に努め、教育環境の改善を図ります。また、教職員住宅については、老朽化等の実態を把握し計画的に整備を進めます。

【学校教育の推進】(国・道・町)

- 既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、適切な管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

【スポーツ・文化活動の推進】(国・道・町)

- 災害時における貴重な文化財及び収蔵資料の保護・保全のために必要な施設の改修や収蔵スペースの確保等を検討していきます。【歴史文化の保存・継承・活用の推進】(国・道・町)
- 社会福祉協議会をはじめ、ボランティアの活動支援や見守り支援の整備及び災害時要配慮者対策に努めます。また、社会福祉施設の大規模改修・整備等により、利用者の福祉の向上を図ります。

【地域福祉の充実】(国・道・町・民間)

- 公共建築物老朽化対策については、公共施設等総合管理計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施します。 【住民参画によるコミュニティ活動の推進】(国・道・町)

### (住宅等の火災・延焼対策)

- だれもが安全で安心して暮らせる住まいづくりなど総合的な居住環境の向上を目指し、老朽化した公営住宅等の建て替えや改善・除却を図ります。

【生活環境の整備】(国・道・町) ※

- 空き家の実態把握に努め、所有者の空き家に対する適正な管理や意識向上を促すとともに、空き家の有効活用の推進や安全性の低下した危険空き家対策に努めます。

【生活環境の整備】(国・道・町・民間) ※

### (緊急輸送道路等の整備)

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、主要道道や高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請します。また、国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)

- 緊急輸送道路や避難路上にある橋梁などの耐震化を推進するほか、道路施設毎の長寿命化修繕計画等に基づき計画的な修繕を行うなど、各道路施設が所定の機能を発揮するよう「公共土木施設の維持管理基本方針」に基づき、適切な維持管理を行います。

【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)

- 道路管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みの構築を促進します。その際、国や道、近隣市町村と連携し、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道について、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、除雪体制の優先的な確保を図ります。

【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)

### (啓発活動等の取組推進)

- 地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。

【防災対策の推進】(町・民間)

- 住民や各団体を対象とした防火講習・消火訓練・救命講習を積極的に実施し、火災予防・初期消火・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。

【安全・安心な環境づくりの推進】(町・民間)

- とともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向けた自主的活動を支援します。

【住民参画によるコミュニティ活動の推進】(町・民間)

指 標	現状値（算定年度）	目標値（目標年度）	実施主体
地域防災計画の策定状況	策定済（R5 改訂）	必要に応じて改訂 （R7 改訂予定）	町
自主防災組織の組織状況	6 組織（R5）	6 組織（R11）	団体
高規格幹線道路「函館・江差自動車道」 木古内～江差間	計画区間（R5）	事業化区間への 要望継続	町
福祉避難所の機能を併せ持つ特別養護老人 ホームの維持	1 箇所（R5）	1 箇所（R11）	民間
コミュニティ活動参加人数	年間 6,646 人（R5）	年間 7,000 人（R11）	団体
公営住宅耐用年数経過率の改善	42.0%（R5）	33.0%（R11）	町
公共施設（建築施設個別施設計画策定対象） の改築・改修率	22.4%（R5）	32.7%（R11）	町
橋梁修繕	80.0%（R5）	100.0%（R11）	町
防火講習・消火訓練・救命講習	年間 14 回（R5）	年間 15 回（R11）	行政組合
上ノ国町立中学校の大規模改修	0 校（R5）	1 校（R11）	町

## 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

### (警戒避難体制の整備)

- 地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。 【防災対策の推進】(町・民間)※

### (砂防設備等の整備)

- 土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。 【防災対策の推進】(国・道・町)

### (森林の整備・保全)

- 森林施業の効率化と通行の安全を図るため、林道等の整備・改良及び適正な管理に努めます。 【林業の振興】(国・道・町)
- 森林所有者の意識を高めるとともに、効果的な森林整備のための環境を整備し、計画的かつ持続可能な森林施業に努めます。 【林業の振興】(国・道・町・民間)
- 植・育樹活動や保安林の保全等を通し、水源のかん養、山地災害の防止など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に努めます。 【林業の振興】(国・道・町・民間)

指標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
防災訓練の実施状況 (訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施)	年間 1 回 (R5)	年間 1 回 (R11)	町
林道改良 (茂平内線)	1,720m (R5)	4,276m (R11)	道
森林経営計画認定率 (一般民有林)	45.93% (R5)	56.0% (R11)	町
防火講習・消火訓練・救命講習	年間 14 回 (R5)	年間 15 回 (R11)	行政組合

## 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### (津波避難体制の整備)

- 津波避難計画と津波ハザードマップについては、最新の津波浸水想定に対応した避難計画とハザードマップとなるよう、適宜必要な改訂を行います。【防災対策の推進】(道・町)
- 地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。【防災対策の推進】(町・民間)※

### (海岸保全施設等の整備)

- 漁港施設や海岸保全施設の整備を進めるとともに、魚礁、産卵礁、増養殖場の造成等により漁場の整備に努めます。【水産業の振興】(国・道・町・民間)
- 関係機関との連携のもとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理を適切に実施します。【防災対策の推進】(国・道・町・民間)

### (災害対応体制の整備)

- 地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。【防災対策の推進】(町・民間)※

指標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
津波避難計画の策定状況	策定済 (R5 改訂)	必要に応じて改訂	町
自主防災組織の組織状況	6 組織 (R5)	6 組織 (R11)	団体
防災訓練の実施状況 (訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施)	年間 1 回 (R5)	年間 1 回 (R11)	町
津波ハザードマップの作成状況	策定済 (R5 改訂)	必要に応じて改訂	町

## 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮や、防災インフラの機能不全等に伴う 長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### (水防計画と洪水・内水ハザードマップの改訂)

- 水防計画と洪水ハザードマップについては、最新の浸水想定に対応した水防計画とハザードマップとなるよう適宜必要な改訂を行います。 【防災対策の推進】(道・町)
- 地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。 【防災対策の推進】(町・民間)※

### (河川改修等の治水対策)

- 老朽化が進んでいる用水路の改修を行い、区画の不整形や狭小で排水不良が解消されていない区域を底上げし、農業経営の安定化を図ります。 【農業の振興】(国・道・町)
- 植・育樹活動や保安林の保全等を通し、水源のかん養、山地災害の防止など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に努めます。 【林業の振興】(国・道・町・民間)※
- 土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。 【防災対策の推進】(国・道・町)※
- 河道の掘削、築堤などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進します。 【防災対策の推進】(国・道・町)
- 近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場などの維持及び必要に応じ整備を推進します。 【防災対策の推進】(国・道・町)

### (地域が一体となった支援・連携体制の強化)

- 地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。 【防災対策の推進】(町・民間)※

指標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
防災訓練の実施状況 (訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施)	年間1回 (R5)	年間1回 (R11)	町
農地基盤整備	用水施設修繕 3,499m (R5)	用水施設修繕 4,866m (R11)	道
	ほ場整備率 37.86% (R5)	ほ場整備率 38.0% (R11)	
森林経営計画認定率 (一般民有林)	45.93% (R5)	56.0% (R11)	町
洪水ハザードマップの作成状況	策定済 (R6 改訂)	必要に応じて改訂	町

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)
- 暴風雪による特殊通行規制について住民への事前周知措置を実施するほか、優先確保ルートの設定・運用の試行を実施し、暴風雪時における道路管理体制の強化を図ります。

【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)

- 雪崩や地吹雪などの道路防災総点検の結果を踏まえ、早期に対策が必要な防雪柵や雪崩予防柵などの対策を重点的に実施するほか、その他の個所についても現地の道路環境・状況を勘案し、緊急性の高い個所の対策を実施します。【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)

### (除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、異常気象時の連絡体制や雪堆積場の確保状況、立ち往生車両の対応など、道路管理者間や関係機関との情報共有及び連携強化を図ります。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化します。

【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)

指標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
防雪柵の整備	48.5% (R5)	71.8% (R11)	町
除雪延長 (維持)	77.4km (R5)	77.4km (R11)	町

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 北海道防災会議による防災総合訓練等を通じ、消防、警察、自衛隊のほか民間の防災関係機関と連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性の確保を図ります。  
【防災対策の推進】(国・道・町・民間)
- 救急患者の救命のため、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図ります。  
【地域医療の充実】(国・道・町)
- 自然災害による被害の防止・縮小、強靱な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しや職員等の災害対応能力の向上に努め、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。  
【防災対策の推進】(国・道・町・民間) ※
- 地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化など、防災・減災意識の高揚を図ります。  
【防災対策の推進】(町・民間) ※
- 老朽化した消防施設の整備を行うとともに、消防車・救急車等車両・資機材の計画的な導入や更新、多種多様化する事案に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。  
【安全・安心な環境づくりの推進】(国・道・町)
- 住民や各団体を対象とした防火講習・消火訓練・救命講習を積極的に実施し、火災予防・初期消火・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。  
【安全・安心な環境づくりの推進】(町・民間) ※
- とともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向けた自主的活動を支援します。  
【住民参画によるコミュニティ活動の推進】(町・民間) ※
- 文化財を後世に継承するため、消防や警察など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めます。  
【歴史文化の保存・継承・活用の推進】(国・道・町・民間)

#### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 町内外の大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道など関係機関が連携した取組を推進します。  
【防災対策の推進】(国・道・町)

#### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有するため、様々な先端技術の導入などの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行います。  
【防災対策の推進】(国・道・町)

## (消防団活動の促進)

- 町の地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進します。

【安全・安心な環境づくりの推進】(国・道・町)

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
自主防災組織の組織状況	6 組織 (R5)	6 組織 (R11)	団体
防災訓練の実施状況 (訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施)	年間 1 回 (R5)	年間 1 回 (R11)	町
診療所・歯科診療所 (維持)	4 箇所 (R5)	3 箇所 (R11)	町
地域医療の拠点形成 (維持)	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	民間
道南ドクターヘリ運航 (維持)	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	函館市
コミュニティ活動参加人数	年間 6,646 人 (R5)	年間 7,000 人 (R11)	団体
消火栓の更新率	97.3% (R5)	100.0% (R11)	町
消防団員数 (維持)	106 人 (R5)	100 人 (R11)	行政組合

## 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### (被災時の保健医療支援体制の強化)

- 救急患者の救命のため、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図ります。  
【地域医療の充実】(国・道・町) ※
- 災害時の感染症対策のため、保健所との連携を図ります。 【地域医療の充実】(道・町)

### (非常用物資の備蓄促進)

- 災害発生時の物流機能の停止を想定し、公的備蓄のほか、家庭内備蓄や自主防災組織等による地域内備蓄の取組を推進します。また、災害備蓄計画の見直しを行うとともに、個人や地域では賄いきれない資機材についても計画的に整備し、避難所の資機材や避難生活に必要な備蓄の配備充実を図ります。  
【防災対策の推進】(国・道・町・民間) ※

### (広域支援体制の確立)

- 社会福祉協議会をはじめ、ボランティアの活動支援や見守り支援の整備及び災害時要配慮者対策に努めます。また、社会福祉施設の大規模改修・整備等により、利用者の福祉の向上を図ります。  
【地域福祉の充実】(国・道・町・民間) ※

### (防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進します。  
【防災対策の推進】(国・道・町)

### (衛生環境の維持についての理解促進)

- 住民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図るため、啓発活動の継続や健康づくり教室を開催します。  
【健康づくりの推進】(町)

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
発電機の備蓄状況 (指定避難所分)	27 台 (R5)	27 台 (R11)	町
診療所・歯科診療所 (維持)	4 箇所 (R5)	3 箇所 (R11)	町
地域医療の拠点形成 (維持)	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	民間
道南ドクターヘリ運航 (維持)	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	函館市
福祉避難所の機能を併せ持つ特別養護老人ホームの維持	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	民間

## 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、 生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### (水道施設等の安全性の確保)

- 老朽化した水道施設及び設備について、施設整備計画等により更新を進めて水道の安定供給を図ります。また、事務事業の合理化、施設維持管理の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。 【生活環境の整備】(国・道・町)

### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・援助、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速に行うため、関係機関と応援協定を締結しているところであり、その実効性を確保するとともに協定内容の見直しを必要に応じ実施します。 【防災対策の推進】(道・町・民間)
- 災害時に被災地に円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組みます。 【防災対策の推進】(国・道・町・民間)

### (非常用物資の備蓄促進)

- 災害発生時の物流機能の停止を想定し、公的備蓄のほか、家庭内備蓄や自主防災組織等による地域内備蓄の取組を推進します。また、災害備蓄計画の見直しを行うとともに、個人や地域では賄いきれない資機材についても計画的に整備し、避難所の資機材や避難生活に必要な備蓄の配備充実を図ります。 【防災対策の推進】(国・道・町・民間)※
- 大規模災害時において物資の供給・調達に係る広域的な対応を初動から迅速に図るため、新技術の活用を検討するとともに、平時より国や道が運用するシステム等を活用した訓練を、道と本町及び近隣市町村が連携して実施するなど、広域での物資調達等の体制整備に取り組みます。 【防災対策の推進】(道・町)

### (広域支援体制の確立)

- 避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、建築物等の耐震化促進、緊急時の情報通信体制の充実など、地域防災計画に基づき、総合的な防災・減災体制の確立を進めます。 【防災対策の推進】(道・町)

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
防災関係の協定締結件数【町】 (必要に応じ締結)	24 件 (R5)	24 件 (R11)	町
防災関係の協定締結件数【消防機関等】 (必要に応じ締結)	4 件 (R5)	4 件 (R11)	行政組合
非常食等【アルファ米】の備蓄状況	5,804 食 (R5)	5,804 食 (R11)	町
非常食等【飲料水】の備蓄状況	7,340 本 (R5)	7,340 本 (R11)	町
非常食等【災害用敷マット】の備蓄状況 (必要に応じ追加備蓄)	591 枚 (R5)	591 枚 (R11)	町
水道導水管の耐震化率	55.3% (R5)	59.5% (R11)	町
水道配水管の耐震化率	26.7% (R5)	34.9% (R11)	町

## 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

### (避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 災害基本法に基づいて指定される指定緊急避難所や指定避難所について、安全性、管理状況など、その適切性について必要に応じ見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、実践的な訓練を行うなど、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施します。【防災対策の推進】(道・町)
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組みます。【防災対策の推進】(道、町)
- 安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の適正な管理に努めます。【生活環境の整備】(国・道・町)
- 地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会施設の維持管理を行うとともに、コミュニティ施設として有効活用することについて検討します。【住民参画によるコミュニティ活動の推進】(町・民間)※
- 災害発生後、町内で生活環境の整った避難所が十分に確保出来ない場合に実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討します。【防災対策の推進】(国、道、町)

### (避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進します。また、国の手引きを踏まえて、車中など避難所以外への避難者の生活環境の整備についても促進します。【防災対策の推進】(道、町、民間)
- 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進します。【防災対策の推進】(道、町、民間)

### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 町が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進します。【防災対策の推進】(道、町、民間)
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進めます。【防災対策の推進】(道、町、民間)

- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進します。 【防災対策の推進】(道、町)

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
緊急避難場所の指定状況【地震】 (必要に応じ追加指定)	51 箇所 (R5)	49 箇所 (R11)	町
避難所の指定状況【地震】 (必要に応じ追加指定)	21 箇所 (R5)	18 箇所 (R11)	町
福祉避難所の指定状況【地震】 (必要に応じ追加指定)	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	町
緊急避難場所の指定状況【土砂】 (必要に応じ追加指定)	34 箇所 (R5)	34 箇所 (R11)	町
避難所の指定状況【土砂】 (必要に応じ追加指定)	22 箇所 (R5)	22 箇所 (R11)	町
福祉避難所の指定状況【土砂】 (必要に応じ追加指定)	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	町
緊急避難場所の指定状況【津波】 (必要に応じ追加指定)	54 箇所 (R5)	54 箇所 (R11)	町
避難所の指定状況【津波】 (必要に応じ追加指定)	24 箇所 (R5)	24 箇所 (R11)	町
福祉避難所の指定状況【津波】 (必要に応じ追加指定)	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	町
緊急避難場所の指定状況【洪水】 (必要に応じ追加指定)	53 箇所 (R5)	52 箇所 (R11)	町
避難所の指定状況【洪水】 (必要に応じ追加指定)	21 箇所 (R5)	21 箇所 (R11)	町
福祉避難所の指定状況【洪水】 (必要に応じ追加指定)	1 箇所 (R5)	1 箇所 (R11)	町
毛布の備蓄状況 (必要に応じ追加備蓄)	815 枚 (R5)	815 枚 (R11)	町
発電機の備蓄状況 (指定避難所分)	27 台 (R5)	27 台 (R11)	町
コミュニティ活動参加人数	年間 6,646 人 (R5)	年間 7,000 人 (R11)	団体

### 3 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 自然災害による被害の防止・縮小、強靱な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しや職員等の災害対応能力の向上に努め、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

【防災対策の推進】(国・道・町・民間) ※

- 老朽化した消防施設の整備を行うとともに、消防車・救急車等車両・資機材の計画的な導入や更新、多種多様化する事案に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。

【安全・安心な環境づくりの推進】(国・道・町) ※

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 業務継続に必要な6要素を盛り込んだ町の業務継続計画を適宜見直し、災害時における継続体制を確保します。 【防災対策の推進】(道・町)
- 災害発生時の行政機能確保のため、計画的に資機材の整備を行うとともに、災害対策本部など防災拠点としての業務継続体制を確立します。 【防災対策の推進】(国・道・町)
- 災害時における行政情報システム機能の維持を図るため、「IT部門の業務継続計画」の策定に向けた取組を推進します。また、重要システムにかかるサーバーのデータセンターの活用や災害を想定した訓練など、情報システム機能維持のための取組を推進します。

【防災対策の推進】(国・道・町)

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 町内の地域資源だけでは対応が困難であることから、他自治体や他都道府県のほか、各関係機関と協定を締結するなど、広域的な支援体制を強化します。

【防災対策の推進】(国・道・町)

##### (政府機能等のバックアップ)

- 大災害時における政府機能のバックアップについて、国の取組状況を見極めながら、バックアップに必要な受入環境の整備や誘致活動など必要な取組を推進します。

【防災対策の推進】(道・町)

- 政府や町内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を補うため、情報基盤の整備など、必要な取組を促進します。

【防災対策の推進】(道・町)

指標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
地域防災計画の策定状況	策定済 (R5 改訂)	必要に応じて改訂 (R7 改訂予定)	町
消火栓の更新率	97.3% (R5)	100.0% (R11)	町

## 4 経済活動の機能維持

### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や 中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 町内全域の高速通信環境の整備を図り、町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげます。 【商工業の振興】(町・民間)

#### (企業の業務継続体制の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、企業に対する専門家の派遣や事業継続計画の策定を促進し、また、商工会が町と共同で事業継続力強化計画の策定を行います。 【商工業の振興】(国・道・町・民間)

#### (被災企業等への支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の早期復旧と経営安定を図るため、各種支援を行います。 【商工業の振興】(国・道・町)

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
防災訓練の実施状況 (訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施)	年間1回 (R5)	年間1回 (R11)	町
企業誘致数	0件 (R5)	1件 (R11)	町

## 4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

### (陸路における流通拠点の機能強化)

- 商工会の体制強化の支援を行い、商工業者等の協力体制の強化を図り、地域特性に応じた商業機能の充実に取り組みます。また、商工会との連携のもと、指導・相談・情報提供などを行いながら経営基盤強化を目指した人材の育成・確保に努め、技術力の向上を図ります。

【商工業の振興】(国・道・町・民間)

### (交通ネットワークの整備)

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、主要道道や高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請します。また、国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。 【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町) ※
- 住民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、公共交通機関の維持・確保、利用者の利便性の向上に努めます。 【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)

### (道路施設の防災対策等)

- 道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。 【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)
- 落石や岩盤崩落など、道路防災点検や道路陥没を未然に防ぐための路面下空洞調査を実施し、その結果を踏まえ、早期に対策が必要な個所の対策工を実施するとともに、その他の個所についても、現地の状況を勘案し、緊急性の高い個所の対策工を実施します。 【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)
- 緊急輸送道路や避難路上にある橋梁などの耐震化を推進するほか、道路施設毎の長寿命化修繕計画等に基づき計画的な修繕を行うなど、各道路施設が所定の機能を発揮するよう「公共土木施設の維持管理基本方針」に基づき、適切な維持管理を行います。

【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町) ※

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
高規格幹線道路「函館・江差自動車道」 木古内～江差間	計画区間 (R5)	事業化区間への 要望継続	町
公共施設 (建築施設個別施設計画策定対象) の改築・改修率	22.4% (R5)	32.7% (R11)	町
橋梁修繕	80.0% (R5)	100.0% (R11)	町
舗装補修	6.0% (R5)	14.0% (R11)	町

## 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

### (食料生産基盤の整備)

- 優良農地の確保と有効利用に努めるとともに、農地整備事業等による農業生産基盤の充実や地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な管理に努めます。  
【農業の振興】(国・道・町・民間)
- 認定農業者制度の活用や農地の利用集積、農業経営の法人化や集落営農の推進により担い手の育成・確保を図るほか、新規就農者の確保対策に努めます。  
【農業の振興】(国・道・町・民間)
- 地域資源を活用した付加価値の高い農産品づくりに取り組み、農業者の所得向上に繋がります。  
【農業の振興】(国・道・町・民間)
- ロボット技術、情報通信技術(ICT)を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業(スマート農業)を推進します。  
【農業の振興】(国・道・町・民間)
- 家畜の改良や飼養環境の改善等に取り組み、持続可能な畜産経営の確立を目指します。  
【農業の振興】(国・道・町・民間)
- 関係機関及び民間企業等と連携したコントラクターの組織化・就農希望者と労働不足に悩む農家との需要マッチングを実施し、農業の活性化を図ります。  
【農業の振興】(国・道・町・民間)
- 有害鳥獣による農林業被害の防止のため、駆除従事者の育成・確保を図り、必要な施設整備等に対して支援します。  
【農業の振興】(国・道・町・民間)
- 漁港施設や海岸保全施設の整備を進めるとともに、魚礁、産卵礁、増養殖場の造成等により漁場の整備に努めます。  
【水産業の振興】(国・道・町・民間)※
- 水産資源の維持・増大を図るため資源管理型漁業の促進に努め、種苗生産や育成に組み込むとともに、関係機関との連携体制の強化を図り、海洋牧場等を活用した「つくり、育てる漁業」の確立を目指します。  
【水産業の振興】(国・道・町・民間)
- 地場水産物の付加価値や認知度の向上、販路拡大を推進するとともに、共同出荷施設等の活用による新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図ります。  
【水産業の振興】(国・道・町・民間)
- 次代の漁業を担う技術や能力に優れた担い手の育成・確保を図るほか、新規就漁者の確保対策に努めます。同時に、デジタル技術を活用し、業務の効率化を図ります。  
【水産業の振興】(国・道・町・民間)

### (食料品の販路拡大・産地備蓄の推進)

- 商工会の体制強化の支援を行い、商工業者等の協力体制の強化を図り、地域特性に応じた商業機能の充実に取り組みます。また、商工会との連携のもと、指導・相談・情報提供などを行いながら経営基盤強化を目指した人材の育成・確保に努め、技術力の向上を図ります。  
【商工業の振興】(国・道・町・民間)※

- 地域商社である（株）上ノ国町観光振興公社を軸とし、関係機関と連携のもと、特産品の開発及び人口の多い都市圏でPRを実施します。 【商工業の振興】（国・道・町・民間）
- 町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげ、新産業の創出に向けた環境づくりを進めます。 【商工業の振興】（国・道・町・民間）
- 公共施設等の活用及び整備を行い、地域活力の維持・向上のため関係機関と連携のもと、交流人口及び関係人口の拡大を図ります。 【観光の振興】（国・道・町・民間）

指 標	現状値（算定年度）	目標値（目標年度）	実施主体
農作物の販売額	1,011,275 千円 (R5)	1,100,000 千円 (R11)	町
農作物の作付面積（維持）	616ha (R5)	617ha (R11)	町
新規就農者	3 人 (R5)	8 人 (R11)	町
農地基盤整備	用水施設修繕 3,499m (R5)	用水施設修繕 4,866m (R11)	道
	ほ場整備率 37.86% (R5)	ほ場整備率 38.0% (R11)	
水産物の販売額	251,526 千円 (R5)	300,000 千円 (R11)	町
新規就漁者及び後継者	0 人 (R5)	1 人 (R11)	町

## 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

### (森林の整備・保全)

- 森林施業の効率化と通行の安全を図るため、林道等の整備・改良及び適正な管理に努めます。  
【林業の振興】(国・道・町) ※
- 森林所有者の意識を高めるとともに、効果的な森林整備のための環境を整備し、計画的かつ持続可能な森林施業に努めます。  
【林業の振興】(国・道・町・民間) ※
- 植・育樹活動や保安林の保全等を通し、水源のかん養、山地災害の防止など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に努めます。  
【林業の振興】(国・道・町・民間) ※
- 土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策をはじめ、護岸の整備、山地災害防止など治山・治水対策を進めます。  
【防災対策の推進】(国・道・町) ※

### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 優良農地の確保と有効利用に努めるとともに、農地整備事業等による農業生産基盤の充実や地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な管理に努めます。  
【農業の振興】(国・道・町・民間) ※

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
農作物の作付面積 (維持)	616ha (R5)	617ha (R11)	町
農地基盤整備	用水施設修繕 3,499m (R5)	用水施設修繕 4,866m (R11)	道
	ほ場整備率 37.86% (R5)	ほ場整備率 38.0% (R11)	
林道改良 (茂平内線)	1,720m (R5)	4,276m (R11)	道
森林経営計画認定率 (一般民有林)	45.93% (R5)	56.0% (R11)	町

## 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

#### (関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や町が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化します。 【防災対策の推進】(国・道・町・民間)
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測態勢の充実を推進します。 【防災対策の推進】(国・道・町・民間)
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、総合行政ネットワークの停電時対策や、衛星携帯電話や衛星インターネット通信機器の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進します。 【防災対策の推進】(道・町)

#### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難指示等に係る具体的な発令基準」を踏まえた発令基準の改定を適宜行います。 【防災対策の推進】(道、町)
- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。 【防災対策の推進】(町)
- 町内全域に整備した光通信網の管理者に対して適切な管理を促し、インターネット環境の維持を図ります。 【道路・交通・通信基盤の充実】(町・民間)

#### (観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 社会福祉協議会をはじめ、ボランティアの活動支援や見守り支援の整備及び災害時要配慮者対策に努めます。また、社会福祉施設の大規模改修・整備等により、利用者の福祉の向上を図ります。 【地域福祉の充実】(国・道・町・民間) ※
- 道の駅もんじゅへの来場者の利便性を図るため、駐車場の環境整備を実施します。 【観光の振興】(町)
- 温泉施設の整備を図るとともに、適切な維持管理を行います。 【観光の振興】(町) ※
- 観光客等の町外からの来訪者への支援を迅速かつ適切に行うため、対応マニュアルの作成や、民間と連携した支援体制の検討等を進めるなど、観光客等に対する災害情報の伝達体制の強化を検討します。 【防災対策の推進】((国・道・町・民間)
- 町内の名所を観光客へPRするため、インバウンド及び障がい者に対応した施設整備を促進し交流人口の拡大を図ります。 【観光の振興】(町)
- 保育所及び学童保育に関する施設について、安全・安心に利用できるよう、維持・管理を行います。 【子育て支援の充実】(国・道・町)
- 住民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、公共交通機関の維持・確保、利用者の利便性の向上に努めます。 【道路・交通・通信基盤の整備】(国・道・町) ※

- 地理的に不案内な観光客が史跡上之国館跡の見学中に発生した災害にも安全かつ迅速に避難できるよう避難経路の確保及び周知に努めます。

【歴史文化の保存・継承・活用の推進】（町・民間）

**（帰宅困難者対策の推進）**

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一次避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業とも連携し、冬期も考慮した帰宅困難者支援の取組を促進します。

【防災対策の推進】（国・道・町・民間）

指 標	現状値（算定年度）	目標値（目標年度）	実施主体
地域防災計画の策定状況	策定済（R5 改訂）	必要に応じて改訂 （R7 改訂予定）	町
コミュニティ活動参加人数	年間 6,646 人（R5）	年間 7,000 人（R11）	団体

## 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

### (再生可能エネルギーの導入拡大等)

- 風力等の地域の特性を生かした新エネルギーを有効に活用するとともに、新たな利点を有するエネルギー開発の検討と研究に努めます。

【新エネルギーの導入促進】(国・道・町・民間)

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など関係機関と連携し、関連施策を総合的に推進します。

【新エネルギーの導入促進】(国・道・町・民間)

### (電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進します。

【防災対策の推進】(国・道・町・民間)

- 電力需要の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目途などの情報を迅速に把握し、町民等へ発信するため、国・道や電気事業者との連携強化を図ります。

【防災対策の推進】(国・道・町・民間)

### (多様なエネルギー資源の活用)

- 風力発電以外の新しいエネルギー資源の活用を検討します。

【新エネルギーの導入促進】(国・道・町・民間)

### (石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、情報共有や連携を促進します。

【防災対策の推進】(国・道・町・民間)

- 災害発生時の物流機能の停止を想定し、公的備蓄のほか、家庭内備蓄や自主防災組織等による地域内備蓄の取組を推進します。また、災害備蓄計画の見直しを行うとともに、個人や地域では賄いきれない資機材についても計画的に整備し、避難所の資機材や避難生活に必要な備蓄の配備充実を図ります。

【防災対策の推進】(国・道・町・民間) ※

指標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
風力発電施設 (大型)	10 基 (R5)	32 基 (R11)	民間
発電機の備蓄状況 (指定避難所分)	27 台 (R5)	27 台 (R11)	町

## 5-3 上下水道の長期間にわたる機能停止

### (水道施設等の防災対策)

- 老朽化した水道施設及び設備について、施設整備計画等により更新を進めて水道の安定供給を図ります。また、事務事業の合理化、施設維持管理の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。【生活環境の整備】(国・道・町)※
- 積雪寒冷地の特性を踏まえて、災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した協定書に基づき、復旧支援等を実施します。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行います。【防災対策の推進】(国・道・町)

### (下水道施設等の防災対策)

- 住民の理解と協力を求めながら、老朽化した下水道施設を事業基本計画等に基づいて適切に更新し、個別排水施設の整備を進めるとともに適正な管理に努めます。また、既に供用を開始している区域については、下水道への接続を促進します。【生活環境の整備】(国・道・町)

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
水道導水管の耐震化率	55.3% (R5)	59.5% (R11)	町
水道配水管の耐震化率	26.7% (R5)	34.9% (R11)	町
特環・漁排マンホールポンプ施設の更新	6基 (R5)	55基 (R11)	町
合併浄化槽の整備	47基 (R5)	50基 (R11)	町

## 5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### (地域防災活動、防災教育の推進)

- 地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会施設の維持管理を行うとともに、コミュニティ施設として有効活用することについて検討します。  
【住民参画によるコミュニティ活動の推進】(町・民間)※
- とともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向けた自主的活動を支援します。  
【住民参画によるコミュニティ活動の推進】(町・民間)※

### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時等において住民へ迅速な情報伝達を行うため、防災行政無線施設の適正な管理を図ります。  
【防災対策の推進】(町)※
- 町内全域に整備した光通信網の管理者に対して適切な管理を促し、インターネット環境の維持を図ります。  
【道路・交通・通信基盤の充実】(町・民間)※

### (交通ネットワークの整備)

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、主要道道や高規格幹線道路の整備促進をはじめ、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請します。また、国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進めます。  
【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)※
- 住民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、公共交通機関の維持・確保、利用者の利便性の向上に努めます。  
【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)※

### (道路施設の防災対策等)

- 道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。  
【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)※
- 落石や岩盤崩落など、道路防災点検や道路陥没を未然に防ぐための路面下空洞調査を実施し、その結果を踏まえ、早期に対策が必要な個所の対策工を実施するとともに、その他の個所についても、現地の状況を勘案し、緊急性の高い個所の対策工を実施します。  
【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)※
- 緊急輸送道路や避難路上にある橋梁などの耐震化を推進するほか、道路施設毎の長寿命化修繕計画等に基づき計画的な修繕を行うなど、各道路施設が所定の機能を発揮するよう「公共土木施設の維持管理基本方針」に基づき、適切な維持管理を行います。  
【道路・交通・通信基盤の充実】(国・道・町)※

- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく老朽化対策を適切に推進します。 **【林業の振興】**（国・道・町）

#### **(北海道新幹線の整備)**

- 分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大規模災害における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現できるよう、関係機関と連携し推進します。 **【道路・交通・通信基盤の充実】**（国・道・町・民間）

#### **(空港の機能強化)**

- 函館空港の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備など関係機関と連携し、ハード・ソフト両面から空港の機能強化に向けた取組を推進します。 **【道路・交通・通信基盤の充実】**（国・道・町・民間）

#### **(鉄道の機能強化)**

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため関係機関と連携した取組を推進します。 **【道路・交通・通信基盤の充実】**（国・道・町・民間）

#### **(災害時における多様な交通手段の活用)**

- 大規模災害にガソリン不足や交通渋滞の発生等により、災害時に利用可能な多様な交通手段の活用や被害状況の早期把握手法のあり方等について検討します。 **【道路・交通・通信基盤の充実】**（国・道・町・民間）

指 標	現状値（算定年度）	目標値（目標年度）	実施主体
高規格幹線道路「函館・江差自動車道」 木古内～江差間	計画区間（R5）	事業化区間への 要望継続	町
道南ドクターヘリ運航（維持）	1箇所（R5）	1箇所（R11）	函館市
コミュニティ活動参加人数	年間 6,646 人（R5）	年間 7,000 人（R11）	団体
公共施設（建築施設個別施設計画策定対象） の改築・改修率	22.4%（R5）	32.7%（R11）	町
橋梁修繕	80%（R5）	100.0%（R11）	町
舗装補修	6.0%（R5）	14.0%（R11）	町

## 6 迅速な復旧・復興等

### 6-1 地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 社会福祉協議会、NPO等の関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めます。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえて、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めます。 【防災対策の推進】(国・道・町・民間)

#### (仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 仮設住宅用地等の供するものの所有者不明土地に関して、国・道の動向を踏まえながら、円滑な収用手続き等を検討します。また、住家の被害認定調査などの業務を円滑に推進します。 【防災対策の推進】(国・道・町)

指 標	現状値 (算定年度)	目標値 (目標年度)	実施主体
地域防災計画の策定状況	策定済 (R5 改訂)	必要に応じて改訂 (R7 改訂予定)	町

## 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 自然災害の発生により、障害物の除去、道路交通の確保及び河川の氾濫防止など、迅速な対応が必要となることから、専門的な技術を有し地域事業にも精通する建設業との連携を強化します。  
【防災対策の推進】(国・道・町・民間)

### (行政職員等の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるためにも、国・道からの行政職員の応援・受援体制を強化するほか、技術職員の確保に向けた取組を進めます。

【防災対策の推進】(国・道・町)

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図ります。  
【防災対策の推進】(道・町・民間)

### (地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、先進的な取組事例の普及発信、地域を支える人材の確保・定着に取り組むとともに、買い物や生活交通の確保など、地域が主体となった取組を促進することにより、集落機能の維持・活性化を図ります。

【防災対策の推進】(国・道・町)

指標	現状値(算定年度)	目標値(目標年度)	実施主体
自主防災組織の組織状況	6組織(R5)	6組織(R11)	団体
コミュニティ活動参加人数	年間6,646人(R5)	年間7,000人(R11)	団体

## 第4章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は令和7年度から令和11年度の5年間とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであり、第6次上ノ国町総合計画の後期基本計画をもとに地域強靱化を図るための計画としての位置づけを持つものとする。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

また、別表に掲げる推進事業については、毎年を検証に伴い、必要に応じ見直すこととする。

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、本町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

#### 2-3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

SDGsの目標達成に向けた国土強靱化の取組について、国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月策定）の8つの優先課題のうち、「4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」として示し、目標達成に向け、各施策を推進している。

本計画も、SDGsを施策展開の視点としてとりいれ、持続可能な発展を見すえて取り組むこととする。

# 別表 上ノ国町強靱化に関する脆弱性評価

## 1 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 社会福祉施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 観光施設について、地震による喪失を防ぎ、観光客等に対する安全を確保するための取組を進める必要がある。

##### (住宅・建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等については、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

##### (住宅等の火災・延焼対策)

- 延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。

##### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

##### (啓発活動等の取組推進)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

地域防災計画の策定状況：策定済（R5 改訂）

自主防災組織の組織状況：6 組織（R5）

高規格幹線道路「函館・江差自動車道」木古内～江差間：計画区間（R5）

福祉避難所の機能を併せ持つ特別養護老人ホームの維持：1 箇所（R5）

コミュニティ活動参加人数：年間 6,646 人（R5）

公営住宅耐用年数経過率の改善：42.0%（R5）

公共施設（建築施設個別施設計画策定対象）の改築・改修率：22.4%（R5）

橋梁修繕：80.0%（R5）

防火講習・消火訓練・救命講習：年間 14 回（R5）

上ノ国町立中学校の大規模改修：0 校（R5）

## 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (啓発活動等の取組推進)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

#### (警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域については、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

#### (砂防設備等の整備)

- 国及び道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

#### (森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

### 【指標（現状値）】

防災訓練の実施状況（訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施）：年間 1 回（R5）

林道改良（茂平内線）：1,720m（R5）

森林経営計画認定率（一般民有林）：45.93%（R5）

防火講習・消火訓練・救命講習：年間 14 回（R5）

## 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (津波避難体制の整備)

- 道における津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定に基づき津波ハザードマップを見直し、避難体制の再整備が求められる。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、道などと連携して整備を促進する必要がある。

#### (海岸保全施設等の整備)

- 道において、海岸保全施設の整備を進めているが、今後、施設の耐震化対策などを含めて、施設整備の一層の促進を要望する必要がある。

#### (災害対応体制の整備)

- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・道・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する必要がある。

### 【指標（現状値）】

津波避難計画の策定状況：策定済（R5 改訂）

自主防災組織の組織状況：6 組織（R5）

防災訓練の実施状況（訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施）：年間 1 回（R5）

津波ハザードマップの作成状況：策定済（R5 改訂）

## 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮や、防災インフラの機能不全等に伴う 長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (洪水・内水ハザードマップの作成)

- 近年、増加するゲリラ豪雨等の状況から、洪水ハザードマップを見直し、防災訓練等の実施が必要である。

#### (河川改修等の治水対策)

- 道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。  
また、河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ等の整備を進める必要がある。

#### (地域が一体となった支援・連携体制の強化)

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地域と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるようなることが必要である。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

防災訓練の実施状況（訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施）：年間1回（R5）

農地基盤整備：用水施設修繕 3,499m（R5）

：ほ場整備率 37.86%（R5）

森林経営計画認定率（一般民有林）：45.93%（R5）

洪水ハザードマップの作成状況：策定済（R6改訂）

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 各道路管理者（国、道、町）が連携し、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。
- 防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備について、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

#### (除雪体制の確保)

- 各道路管理者（国、道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

### 【指標（現状値）】

防雪柵の整備：48.5%（R5）

除雪延長（維持）：77.4km（R5）

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### 【評価結果】

##### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

##### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

##### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備を充実する必要がある。

##### (消防団活動の促進)

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数の確保が課題となっており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

自主防災組織の組織状況：6組織（R5）

防災訓練の実施状況（訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施）：年間1回（R5）

診療所・歯科診療所（維持）：4箇所（R5）

地域医療の拠点形成（維持）：1箇所（R5）

道南ドクターヘリ運航（維持）：1箇所（R5）

コミュニティ活動参加人数：年間6,646人（R5）

消火栓の更新率：97.3%（R5）

消防団員数（維持）：106人（R5）

## 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### 【評価結果】

#### (被災時の保健医療支援体制の強化)

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を図るとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

#### (非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。
- 自治会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の充実を図っていく必要がある。

#### (広域支援体制の確立)

- 災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。
- 道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」を組織しているが、派遣協定を締結した法人数は、71法人、130施設にとどまっており、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

#### (衛生環境の維持についての理解促進)

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

### 【指標（現状値）】

- 発電機の備蓄状況（指定避難所分）：27台（R5）
- 診療所・歯科診療所（維持）：4箇所（R5）
- 地域医療の拠点形成（維持）：1箇所（R5）
- 道南ドクターヘリ運航（維持）：1箇所（R5）
- 福祉避難所の機能を併せ持つ特別養護老人ホームの維持：1箇所（R5）

## 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、 生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### 【評価結果】

#### (水道施設等の安全性の確保)

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、将来の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。

#### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように、通行を確保する必要がある。また、災害時には自動車交通需要が急増することを考慮する必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

#### (非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。
- 自治会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の充実を図っていく必要がある。

#### (防疫対策)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的な予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を図るとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

#### (広域支援体制の確立)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

防災関係の協定締結件数【町】（必要に応じ締結）：24件（R5）

防災関係の協定締結件数【消防機関等】（必要に応じ締結）：4件（R5）

非常食等【アルファ米】の備蓄状況：5,804食（R5）

非常食等【飲料水】の備蓄状況：7,340本（R5）

非常食等【災害用敷マット】の備蓄状況（必要に応じ追加備蓄）：591枚（R5）

水道導水管の耐震化率：55.3%（R5）

水道配水管の耐震化率：26.7%（R5）

## 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

### 【評価結果】

#### (避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 設定されている指定緊急避難場所及び指定避難所については、避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要に応じ、福祉避難所の指定についても促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

#### (避難者等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難施設における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドおよびプライバシーに配慮したパーティションの設置など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上を図ることが必要である。
- 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、避難所の適切な設置・運営等に資する取組を促していく必要がある。
- 国の「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難所以外にいる避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上を図る必要がある。

#### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

#### (避難住民の「こころのケア」体制の充実)

- DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、災害関連死等の防止や精神保健医療の需要拡大への対応のための体制の充実が必要である。

### 【指標（現状値）】

緊急避難場所の指定状況【地震】（必要に応じ追加指定）：51箇所（R5）  
避難所の指定状況【地震】（必要に応じ追加指定）：21箇所（R5）  
福祉避難所の指定状況【地震】（必要に応じ追加指定）：1箇所（R5）  
緊急避難場所の指定状況【土砂】（必要に応じ追加指定）：34箇所（R5）  
避難所の指定状況【土砂】（必要に応じ追加指定）：22箇所（R5）  
福祉避難所の指定状況【土砂】（必要に応じ追加指定）：1箇所（R5）  
緊急避難場所の指定状況【津波】（必要に応じ追加指定）：54箇所（R5）  
避難所の指定状況【津波】（必要に応じ追加指定）：24箇所（R5）  
福祉避難所の指定状況【津波】（必要に応じ追加指定）：1箇所（R5）  
緊急避難場所の指定状況【洪水】（必要に応じ追加指定）：53箇所（R5）  
避難所の指定状況【洪水】（必要に応じ追加指定）：21箇所（R5）  
福祉避難所の指定状況【洪水】（必要に応じ追加指定）：1箇所（R5）  
毛布の備蓄状況（必要に応じ追加備蓄）：815枚（R5）  
発電機の備蓄状況（指定避難所分）：27台（R5）  
コミュニティ活動参加人数：年間6,646人（R5）  
公共施設（建築施設個別施設計画策定対象）の改築・改修率：22.4%（R5）

## 3 行政機能の確保

### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

#### 【評価結果】

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、行政施設の耐震化を図る必要がある。

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。
- IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT 部門の業務継続計画 (IT-BCP) の策定を促進する必要がある。

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

##### (行政機能等のバックアップ体制の整備)

- 道では、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、本町においては、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。

#### 【指標 (現状値)】

地域防災計画の策定状況：策定済 (R5 改訂)

消火栓の更新率：97.3% (R5)

## 4 経済活動の機能維持

### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や 中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

##### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

##### (企業の業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

##### (被災企業等への支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

防災訓練の実施状況（訓練の災害種別等の検討をしながら継続実施）：年間1回（R5）  
企業誘致数：0件（R5）

### 4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### 【評価結果】

##### (陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の機能強化等を図る必要がある。

##### (交通ネットワークの整備)

- 函館・江差自動車道は、檜山南部や渡島西部で生産された農産物や各漁港で水揚げされた水産物の流通の利便性を高めるとともに、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するため、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

##### (道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道等については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、林業施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

高規格幹線道路「函館・江差自動車道」 木古内～江差間：計画区間（R5）  
公共施設（建築施設個別施設計画策定対象）の改築・改修率：22.4%（R5）  
橋梁修繕：80.0%（R5）  
舗装補修：6.0%（R5）

## 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

### 【評価結果】

#### （食料生産基盤の整備）

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 現在、本町の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

#### （食料品の販路拡大・産地備蓄の推進）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。
- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、農水産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

### 【指標（現状値）】

農作物の販売額：1,011,275 千円 (R5)  
農作物の作付面積（維持）：616ha (R5)  
新規就農者：3 人 (R5)  
農地基盤整備：用水施設修繕 3,499m (R5)  
：ほ場整備率 37.86% (R5)  
水産物の販売額：251,526 千円 (R5)  
新規就漁者及び後継者：0 人 (R5)

## 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

### 【評価結果】

#### （森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

#### （農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

### 【指標（現状値）】

農作物の作付面積（維持）：616ha (R5)  
農地基盤整備：用水施設修繕 3,499m (R5)  
：ほ場整備率 37.86% (R5)  
林道改良（茂平内線）：1,720m (R5)  
森林経営計画認定率（一般民有林）：45.93% (R5)

## 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

#### 【評価結果】

##### (関係機関の情報共有化)

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、道と本町を結ぶ通信基盤の更新と停電時を想定した対策が必要である。
- 災害関連情報を確実に収集し、行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

##### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線などの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時のデマや根拠のない情報により住民に不安等を与えないよう、警察や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

##### (観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

##### (帰宅困難者対策の推進)

- 積雪・低温などの自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

##### (地域防災活動、防災教育の推進)

- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

#### 【指標（現状値）】

地域防災計画の策定状況：策定済（R5改訂）

コミュニティ活動参加人数：年間 6,646 人（R5）

## 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

### 【評価結果】

#### (再生可能エネルギーの導入拡大等)

- 本町における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。

#### (電力基盤等の整備)

- 非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努め、停電等の情報を迅速に把握するため、関係機関と連携強化を図る必要がある。

#### (多様なエネルギー資源の活用)

- 本町におけるエネルギー構成の多様化を推進する取組を促進する必要がある。

#### (石油燃料供給の確保)

- 道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。
- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートサービスステーションを周知する必要がある。

### 【指標（現状値）】

風力発電施設（大型）：10基（R5）

発電機の備蓄状況（指定避難所分）：27台（R5）

## 5-3 上下水道の長期間にわたる機能停止

### 【評価結果】

#### (水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

#### (下水道施設等の防災対策)

- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

### 【指標（現状値）】

水道導水管の耐震化率：55.3%（R5）

水道配水管の耐震化率：26.7%（R5）

特環・漁排マンホールポンプ施設の更新：6基（R5）

合併浄化槽の整備：47基（R5）

## 5-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### 【評価結果】

#### (地域防災活動、防災教育の推進)

- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

#### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線などの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時のデマや根拠のない情報により住民に不安等を与えないよう、警察や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

#### (交通ネットワークの整備)

- 函館・江差自動車道は、檜山南部や渡島西部で生産された農産物や各漁港で水揚げされた水産物の流通の利便性を高めるとともに、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するため、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

#### (道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道等については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、林業施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

#### (北海道新幹線の整備)

- 東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を進める上で、新幹線は基軸となる交通手段であるとともに、平時からのリスク分散や大災害時の緊急支援を円滑に進めるためには、北海道・本州間の陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が大変重要であり、札幌までの延伸を可能な限り早期に実現する必要がある。
- 本州方面への食料供給に欠かせない鉄道貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するため、青函共用走行区間の走行問題に関する抜本的解決を早期に図る必要がある。

#### (空港の機能強化)

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する函館航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

#### (鉄道の機能強化)

- 国、道、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

#### (災害時における多様な交通手段の活用)

- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、多様な交通手段が活用できるよう交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。

### 【指標（現状値）】

- 高規格幹線道路「函館・江差自動車道」 木古内～江差間：計画区間（R5）
- 道南ドクターヘリ運航（維持）：1箇所（R5）
- コミュニティ活動参加人数：年間6,646人（R5）
- 公共施設（建築施設個別施設計画策定対象）の改築・改修率：22.4%（R5）
- 橋梁修繕：80.0%（R5）
- 舗装補修：6.0%（R5）

## 6 迅速な復旧・復興等

### 6-1 地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

##### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築する必要がある。

##### (仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国・道等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

地域防災計画の策定状況：策定済（R5改訂）

### 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

#### 【評価結果】

##### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業との連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。
- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

##### (行政職員等の活用促進)

- 災害時に土木技術職員の応援要請を行うことが想定されるため、道と連携し、引き続き応援体制の強化を図る必要がある。
- 北海道災害ボランティアセンターをはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティアの受入を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

##### (地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

自主防災組織の組織状況：6組織（R5）

コミュニティ活動参加人数：年間6,646人（R5）







# 上ノ国町強靱化計画

発行年月 **令和7年3月**

発行 **上ノ国町**

〒049-0698 檜山郡上ノ国町字大留100番地  
Tel 0139-55-2311 Fax 0139-55-2025  
<http://www.town.kaminokuni.lg.jp/>

企画・編集 **総務課 企画統計グループ**